

第6章 工事の施工・監理

1 施工

(1) 工事業者の条件

▶ 浄化槽設置工事を実施できる事業者の条件は、次のいずれかに該当するものである。

- ① 浄化槽法第21条1項に基づく都道府県知事の浄化槽工事業者の登録を受けている。
- ② すでに建設業法（昭和22年法律第100号）に基づく土木工事業、建設工事業、管工事業のいずれかの許可を受けている場合は、改めて登録する必要はない。県への届出（浄化槽工事開始届）が必要。

▶ また、設置工事を実地に監督する者として「浄化槽設備士」制度が設けられており、浄化槽工事業者が浄化槽の工事を行う場合、浄化槽設備士の資格を有するものに実地監督を行わせる必要がある。（浄化槽法第29条）

【浄化槽設備士の資格】

- ① 国土交通大臣の行う国家試験に合格
- ② 建設業法第27条に基づく管工事施工管理に係る技術検定に合格したのち、環境・国土交通大臣が指定した機関が行う講習の課程を修了すること

※ 浄化槽工事業者は、営業所ごとに浄化槽設備士を置かなければならない（浄化槽法第29条）

浄化槽法(抜粋)

第21条 浄化槽工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第29条 浄化槽工事業者は、営業所ごとに、浄化槽設備士を置かなければならない。

2 浄化槽工事業者は、前項の規定に抵触する営業所が生じたときは、二週間以内に同項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

3 浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行うときは、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。ただし、これらの者が自ら浄化槽工事を行う場合は、この限りでない。

4 浄化槽設備士は、その職務を行うときは、国土交通省令で定める浄化槽設備士証を携帯していなければならない。

建設業法(抜粋)

第27条 国土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行うことができる。

2 前項の検定は、学科試験及び実地試験によって行う。

3 国土交通大臣は、第1項の検定に合格した者に、合格証明書を交付する。

4 合格証明書の交付を受けた者は、合格証明書を滅失し、又は損傷したときは、合格証明書の再交付を申請することができる。

5 第1項の検定に合格した者は、政令で定める称号を称することができる。

(2)設置工事の手順

➤ 標準的な設置工事の手順及び作業内容は以下のとおりである。

標準的な合併処理浄化槽の設置工事手順

工程	作業内容
①事前工事	必要な場合のみ（事前調整段階で必要性判断）。
②仮設工事	整地、位置決め、電源・用水確保等。
③掘削工事	掘削を行い、浄化槽設置に必要な空間を確保する。バックホー（ショベルカー）等の機械による掘削が一般的。必要に応じて、水替え、山留め、くい地業等を実施。
④基礎工事	割栗石地業、目潰し砂利地業、捨てコンクリート等を行い、必要に応じて地盤の補強工事を実施。
⑤底版コンクリート工事	底版コンクリートの打設を行い、必要に応じて補強柱や補強フレームなど補強及び耐荷重工事を実施。
⑥据え付け	内部機器類の点検等とともに据え付け、配管接続。
⑦水張り	埋め戻し作業による浄化槽の安定、変形防止、漏水確認等のための水張り。
⑧埋め戻し工事	水締め、突き固め等を行い埋め戻す。
⑨スラブコンクリート工事	雨水進入防止、また、維持管理作業を容易にするため上部にコンクリートを打設。
⑩試運転	流入流出確認等。
⑪引渡し	事業者から市町村へ引き渡し（使用者がいれば立ち会い）。

2 監理

(1) 施工確認のチェックポイント

- 標準的な施工確認のチェックポイントについては、下記のとおりである。
- 個人設置型と大きな違いはないが、公共工事として設置することから、より慎重なチェックを心がける必要がある。

施工確認のチェックポイント

検査項目	チェックポイント	備考	欄
1	浄化槽整備士が実地に監督していることを証する写真	浄化槽整備士が工事を実地に監督しているか。	
2	基礎工事の状況を示す写真	割栗石地業及び捨てコンクリートを打っているか。	
3	据付工事の状況を示す写真	水張りをを行い、水平を保ちつつ、水締め及び突き固めを行っているか。	水準器等を用い、水平を確認しつつ、水締め及び突き固めを行っている状況を撮影する。スケールをあてるなどして、かさ上げ高がわかるように撮影する。
4	かさ上げの状況を示す写真	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるかどうか、分かりやすい写真となっているか。	
5	流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞はないか。	必要に応じ水を流して確認すること。
6	放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流の恐れはないか。	
7	誤接合等の有無	生活排水がすべて接続されているか。 雨水や工場廃水等が流入していないか。	
8	升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
9	流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形及び破損の恐れ	管の露出等により変形及び破損の恐れはないか。	
10	かさ上げの状況	バルブの操作等の維持管理を容易に行うことができるか。	
11	浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検及び清掃が行いにくい場所に設置されていないか。(かさ上げの高さ 30cm 以内) 保守点検及び清掃の支障となるものが置かれていないか。 コンクリートスラブが打たれているか。	
12	漏水の有無	漏水を生じていないか。	各室(槽)の水位差により確認する。
13	浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	水準器、槽内壁に示されている水準目安線・越流堰・各室(槽)の水位、流入管底・放流管底との水位差により確認する。
14	接触材等の変形、破損及び固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばつ気槽の接触材に変形や破損はないか。 固定は確実にされているか。	目視等により確認する。
15	ばつ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。 固定は確実にされているか。 空気の出方や水流に片寄りはないか。	目視等により確認する。
16	消毒設備の変形、破損及び固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。 固定は確実にされているか。 薬剤筒は傾いていないか。	目視等により確認する。
17	ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置及び稼働状況	ポンプ升に変形や破損はないか。 ポンプ升に漏水の恐れはないか。 ポンプが2台以上設置されているか。 計画どおりの能力のポンプが設置されているか。 ポンプの固定が十分行われているか。 ポンプの取りはずしが可能か。 ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げる恐れはないか。	
18	ブロワーの設置及び稼働状況	防振対策がなされているか。 固定が十分行われているか。 アースはなされているか。 漏電の恐れはないか。	

(ア) 施工段階

- 工事は、浄化槽法第29条第3項に従い、浄化槽整備士を実地に監督させることが必要で、これを証明する写真を残すことが必要。
- 浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令に従い、適正に工事の監督・監理をさせること。
- 浄化槽工事業者が撮影した工事の各段階の写真の提出を義務付けておくとよい。
- 施工現場に立ち会い、適正な施工が行われているかどうかを確認する。または、どうしても立ち会えないケースに備え、施工状況に関するチェックリストを浄化槽工事業者から提出させることも手法の一つ。

(イ) 完了段階

- 浄化槽の設置申請書や工事計画書に添付されている図面どおりに設置されているか検査。
- 浄化槽を試運転し、所定の処理機能を発揮できるか検査。
- なお、完了検査後に発生する主な事務として、使用開始届の受理、浄化槽台帳の作成、新設などで建築確認を伴う場合には建築確認申請書類の受理などがある。(下表参照)

	権限移譲あり※1				権限移譲なし※1	
	規制事務		規制事務＋指導事務		転換	新設
	転換	新設	転換	新設		
使用開始届	○	○	○	○	●	●
台帳作成	○	○	○	○	●	●
建築確認※2	●	●	●	●	●	●

○市町村が所管する事務（使用開始届の受理、台帳入力）

●環境管理事務所が所管する事務（使用開始届・建築確認書類を受理し市町村へ送付、台帳入力）

※1：浄化槽法に係る事務について、「規制事務」（設置届・使用開始届等の受理など）と、指導事務「検査指導・勧告・命令など」を移譲。

※2：転換の場合でも、専用住宅部分の建て増しに伴い転換する際に建築確認を要するケースがあるが、建築確認関係はいずれにしても環境管理事務所が所管。(P.7「転換の定義」参照)。

(2) 施工時に配慮すべき法令

法令	配慮すべき内容
(※環境基本法)	(国民の責務 第9条) 環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
建築基準法	確認申請、浄化槽の性能、建築物の敷地・形態・構造や設備に関する最低基準
労働安全衛生法	労働安全衛生法による掘削勾配にしたがった掘削工事
道路法	道路使用許可(道路占有)、道路下への浄化槽の設置許可
騒音規制法	設置作業中の騒音に係る規制基準の遵守
振動規制法	設置作業中の振動に係る規制基準の遵守
大気汚染防止法	設置作業中の重機等の排ガス等の大気汚染に係る規制基準の遵守
廃棄物処理法	浄化槽設置工事の残材の取り扱い(産業廃棄物)
電気工事士法	ブローワー・ポンプ・制御盤などの電気機器工事は電気工事士の有資格者